

意見書の提出方法

京都都市計画地区計画（向日町競輪場地区地区計画）の変更（原案）について、意見書を提出しようとする人は、別添様式により、所要の事項を記入して、下記により提出してください。

記

1 意見書を提出することができる人

意見書を提出することができる人は、次に掲げる人とします。

（１）地区計画の案に係る区域内の土地の所有者

（２）地区計画の案に係る区域内の土地について地上権、賃借権等の対抗要件を備えた者

※上記（１）（２）以外の市民の方などについては、今後、実施する案報告における意見書について提出することができますので、別途お知らせします。

2 意見書の提出期間

令和７年８月５日（火）から令和７年８月２６日（火）

（持参の場合は午後５時必着、郵送の場合は当日消印有効）

3 意見書の提出先

〒６１７－８６６５

向日市寺戸町中野２０

向日市都市整備部都市計画課（直通 TEL 075-874-2857、代表 TEL075-931-1111）

（郵送又は持参）

4 意見書の取扱い

向日市は、都市計画の案を公告しようとするときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書に対する市の見解書を添えて、当該公告の日の翌日から起算して２週間公衆の縦覧に供することになります。

5 その他

意見書に係る個人情報の保護については、向日市個人情報保護条例の規定により都市計画の手続き以外の目的に使用することや提供することはありません。